第３９号議案

新宿区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年６月１２日

提出者　新宿区長　　吉住　健一

新宿区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新宿区職員の旅費に関する条例（昭和27年新宿区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「以下同じ」を「）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という」に改め、同項第8号中「配偶者」の次に「（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）又は職員の死亡当時パートナーシップ関係の相手方であつた者」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

職員の旅費の支給要件を見直し、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等に取り扱うこととする必要があるため